令和７年１１月

建設工事入札参加有資格者　各位

泉大津市総務部総務課

# 配置技術者及び現場代理人についての注意事項

建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、建設業法に基づき、適切な主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐（以下「監理技術者等」という。）を配置してください。

また請負契約の的確な履行を確保するため、契約書約款に基づき現場代理人を配置してください。

１．主任技術者について

建設業法に基づき、建設業の許可を受けた者が建設工事を施工する場合には、元請・下請を問わず、請負金額に関係なく、工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者を配置する必要があります。

２．監理技術者について

発注者から直接請け負った建設工事の施工において、締結した下請契約の請負代金の額の合計が法令で定める金額以上となる場合には、特定建設業の許可が必要となります。その場合、主任技術者に代えて監理技術者を配置してください。

３．監理技術者等の専任配置について

公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で、請負代金が法令で定める金額以上の工事における監理技術者等は、元請・下請の区別なく専任で配置する必要があり、他の工事現場との兼務は認められません。

なお、専任配置に関する特例については、国土交通省が定める「監理技術者制度運用マニュアル」に基づき取り扱います。

４．現場代理人について

現場代理人は、契約の履行に関し､工事現場に常駐し、その運営、取締まりを行うほか、請負代金額の変更､請負代金の請求及び受領等の権限を行使できます。なお、技術資格は問いません。また、現場代理人は他の工事の現場代理人又は監理技術者等を兼任することはできません。